

(4) 教育委員会や学校と地域の関係機関等との連携の一層の推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>(関係機関相互の連携の推進)</p> <p>大綱においては、「自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。」として、そのために、国は、都道府県及び政令指定都市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等が設置されるよう積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととされている。</p> <p>(子どもの自殺を予防するための体制の整備)</p> <p>大綱においては、学校における心の健康づくり推進体制の整備を図る観点から、スクールカウンセラーの配置など学校における相談体制の充実を図ること、また、いじめを苦にした子どもの自殺の予防の観点から、学校、地域、家庭が連携していじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進することとされている。</p>	<p>表 4-(4)-①</p> <p>表 4-(4)-②</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、関係府省並びに 18 都道府県、6 政令指定都市及び 16 市区町村（計 40 地方公共団体）における教育委員会や学校と、精神保健福祉センターや精神科医など地域の関係機関等との連携のための取組の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p><b>ア 自殺対策連絡協議会等における教育委員会や学校と地域の関係機関等との連携のための取組の実施状況等</b></p> <p>自殺予防総合対策センターが実施している自殺対策等取組状況調査の平成 23 年度調査結果（平成 24 年 5 月）によれば、平成 23 年 4 月現在、自殺対策連絡協議会等が設置されている 47 都道府県及び 17 政令指定都市（計 64 地方公共団体）のうち、教育委員会等の学校関係者が同協議会等の構成員となっていないものは 6 都道府県及び 4 政令指定都市（10 地方公共団体。15.6%）となっている。これについては、内閣府でもその実態を把握しているが、内閣府は、自殺対策連絡協議会等に教育委員会等の学校関係者を加えるよう地方公共団体に対し要請等を行っていない。</p> <p>また、文部科学省は、自殺対策連絡協議会等に参加していない教育委員会等に対し、参加するよう要請等を行っていない。</p> <p><b>イ 「スクールカウンセラー等活用事業」による連絡協議会における教育委員会や学校と地域の関係機関等との連携のための取組の実施状況等</b></p> <p>文部科学省は、大綱における関連施策として、「スクールカウンセラー等活</p>	<p>表 4-(4)-③</p>

用事業実施要領」(平成21年3月31日生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定。平成23年3月31日改正)に基づき、「スクールカウンセラー等活用事業」として、教育委員会や学校へのスクールカウンセラー等の配置等を実施する都道府県及び政令指定都市に対する補助を行っている。同事業においては、①スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修会及び②事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催することができることとされている。しかし、「スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、連絡協議会を開催している地方公共団体のうち、今回調査した7都道府県及び4政令指定都市の計11地方公共団体において開催された連絡協議会では、いずれも、その構成員に地域の関係機関等が含まれていない状況となっている。

文部科学省は、都道府県及び政令指定都市に対する補助金の交付に関し、毎年度、都道府県及び政令指定都市における連絡協議会の開催の有無、構成員・人員、内容等が記載された事業報告書の提出を求めており、連絡協議会の構成員に地域の関係機関等が含まれていない実態を把握しているが、その構成員に地域の関係機関等を加えるよう指導等を行っておらず、また、同事業の実施要領においても関係機関の例について示していない。

大綱においては、子どもの自殺を予防するための対策として、学校における心の健康づくり推進体制の整備を図る観点から、スクールカウンセラーの配置など学校における相談体制の充実を図ることや、いじめを苦しめた子どもの自殺の予防の観点から、学校、地域、家庭が連携していじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進することとされており、今後、上記のような実態を踏まえ、教育委員会や学校と地域の関係機関等との連携が一層推進されるような方策を講ずる必要があると考えられる。

#### 【所見】

したがって、関係府省は、教育委員会や学校と地域の関係機関等とが連携した自殺予防対策を推進するため、以下の措置を講ずる必要がある。

① 内閣府は、自殺対策連絡協議会等に教育委員会等の学校関係者が参加していない地方公共団体に対し、これらの者の参加について要請すること。

また、文部科学省は、自殺対策連絡協議会等に参加していない教育委員会等に対し、参加を要請すること。

② 文部科学省は、「スクールカウンセラー等活用事業」による連絡協議会を活用した取組が推進されるよう、同協議会への自殺予防対策に関する専門的な知見を有する地域の関係機関等(精神保健福祉センター、精神科医など)の参加を促進するための方策を講ずること。

表4-4-① 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)  
＜抜粋＞

<p>第6 推進体制等</p> <p>2. 地域における連携・協力の確保</p> <p><u>自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。</u></p> <p><u>このため、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成され自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域における自殺対策の計画づくり等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策担当の部局等が設置されるよう、積極的に働きかける。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 下線は当省が付した。

表4-4-② 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)  
＜抜粋＞

<p>第4 自殺を予防するための当面の重点施策</p> <p>4. 心の健康づくりを進める</p> <p>(3) <u>学校における心の健康づくり推進体制の整備</u></p> <p><u>保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として活用し、養護教諭の行う保健相談活動を推進するとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など学校における相談体制の充実を図る。</u></p> <p>また、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。</p> <p>6. 社会的な取組で自殺を防ぐ</p> <p>(10) <u>いじめを苦しめた子どもの自殺の予防</u></p> <p><u>子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような全国統一ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携していじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (4) - ③ スクールカウンセラー等活用事業の概要

所管	文部科学省初等中等教育局児童生徒課
事業の目的	依然として憂慮すべき事態にあるいじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、近年多発する事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう、スクールカウンセラー等を学校に配置して、子どもたちの心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。
事業概要	公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24 時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備するもの。
対象事業	<p>① スクールカウンセラー活用事業  <u>スクールカウンセラー等の配置、スクールカウンセラーの専門性を向上させるための研修の実施、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会の開催</u></p> <p>② 子どもと親の相談員等配置事業          子どもと親の相談員等の配置、子どもと親の相談員等の資質向上させるための研修の実施、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会の開催</p> <p>③ 電話相談事業          文部科学省が設定する全国統一の教育相談ダイヤルにより24 時間帯制での電話相談の実施、電話相談員の資質を向上させるための研修の実施、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会の開催</p>
実施期間	平成 13 年度～
補助率	3 分の 1
予算額	9,450,272 千円（平成 23 年度） ※ 上記予算額は、「学校・家庭・地域連携協力推進事業」の予算額であり、「スクールカウンセラー等活用事業」の予算額は、上記予算額の内数として整理されている。

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。